

隅田八幡神社人物画像鏡銘釈読考

— 末尾十文字の新解釈 —

石和田 秀幸

一、はじめに

和歌山県橋本市の隅田八幡神社に伝わる人物画像鏡は、その外区に四十八文字の銘文を施す。江戸天保期に『紀伊国名所図絵』に採録され、大正三年の高橋健自氏による紹介以来学術研究の対象となり、多くの論考を得て既に九十年余りを経た。旧稿^②において、定説となっていた感のある「開中（かわち） 費直」という釈読を、「歸中（き） 費直」と改めた際、日本や中国だけでなく、古代朝鮮半島の文字文化をも視野にいれなければ理解できないことを痛感した。東野治之氏には、「木簡に現われた『某の前に申す』という形式の文書について」などの一連の論考があり、中国の六朝時代の文書形式が木簡の用字にまで影響を与えていることを具体的に跡づけられている。拙稿も東野氏のひそみに倣い、隅田八幡神社人物画像鏡（以下隅田神社鏡で統一）銘の末尾の十文字を対象とし、漢から六朝にかけて東アジアに大きな影響を与えた中国の漢字文化が、どのように変容しながら古代朝鮮に伝わったか、そして更に海を越えてその漢字文化がどのように五世紀の日本に導入されたのか、その実体を明らかにしたいと思う。特に異体字の考証は隅田神社鏡ではゆるがせにできない問題なので、東京国立博物館作成の隅田神社鏡の写真と、検証に必要な他の参考資料を稿末

にまとめたので、煩をいとわず参照して頂きたい。

二、「白上銅を取る」を疑う

まず四十八文字全体の釈読を示そう。三十八字まではすでに発表している拙案を、最後の十文字については今まで発表されてきた論考や日本史事典の類に載る定説と言える釈文を示す。しかし、驚くべき事にこの末尾の十文字については、高橋健自氏の釈読が、現在に至るまで改められずに使われているのだ。

癸未年八月日・十大王年予・弟王在意柴沙加宮時斯麻念長奉遣歸・中費直穢人今州利二人等（傍点が付く字は拙稿にて改めた箇所）

①取 白上 同 二百 ②早 ③作 此 竟
（所）（取）（取）（取）（取）（取）（取）（取）（取）（取）（取）

高橋氏の説で解釈すると、「白上銅二百早を取って、この鏡を作らせた」ということになる。しかしこの解釈は異体字の検討を行わずになされたと思われる。以下参考資料①から③の三字について、詳しく検証して行きたい。

まず参考資料①の字であるが、「所」と「取」で二説対立している。字体は明らかに「所」の異体字なのだが、「取」説の方が有力である。その根拠は次の中国出土漢鏡銘文にある。

漢有善銅、出丹陽。取之為鏡。

漢に善き銅有り、丹陽より出づ。之（＝銅）を取りて鏡を為（つく）る。官営工房で作られた漢鏡は、その鏡銘の類型化がはなはだしく、最初の一句が同じであれば、その後の銘文もあまり変わらない。隅田神社鏡も「之（銅）を取りて」という定型句を学んで、「白上銅を取りて」という句を作ったと見るのである。字は「所」であるが、「取」に似ているので、「取」を誤刻したものであるという判断でましましている。

しかし、漢代鏡銘には「采取銅錫」や「攻山采錫」などの表現があり、「取」は山から採掘した銅や錫を「選り取る」意とするのが普通で、採鋳選鋳の過程をあらわしている。精錬され、錫まで混ぜられた完成品としての「上質なる白銅」を「取る」というのはいささか不審である。また漢語として「上質なる白銅」という意味で使うなら、「上白銅」とすべきだろう。奈良時代の例だが、木簡に「上吹銅」の語を見る。

自宮請上吹銅一万二千二百廿二斤（日本古代木簡選）所収

ただし、「白」を「精」「清」「潔」（きよし）の類義と見、「上」を「良」「善」「佳」（よし）の類義と見て、合わせて「精良なる銅」と解することも可能ではある。漢鏡の銘文には「精銅」「清銅」「潔銅」や「良銅」「善銅」「佳銅」「好銅」「美銅」「名銅」の語が見える。ただ「上銅」の例はなく、「上」のような多義語は形容詞の意味として使うのは避けられていたのではないかと思われる。また「白上」という組み合わせも、「白精」「青（精）白」はあるが「白上」「上白」は見られない。これは「精良なる」の意味としての「白上」が、「白」「精」系列の形容詞と「上」「好」系列の形容詞の二つの別系統の組み合わせでできているからだ。江田船山古墳出土鉄刀銘の「三寸上好□刀」の「上好」のような同義同系列の組み合わせパターンは形容詞句なら六朝時代の漢語として一般的だが、「白」と「上」では系列が違い、形容詞句として成立しにくかったと

思われる。

一方「所」説はどうであろうか。「所」の解釈には二説あると言つてよい。まず坂元義種氏の説で、「所」を動詞と見る。藤堂明保氏の単語家族の考え方を援用し「以（＝將）て」と読んだり、「廣雅」釈詁一「所尽也」の義から「つくして」と読む説を提示している。しかし、古代朝鮮や日本で実際そのような読みがなされた例もなく、希訓と言つてよい。五・六世紀の日本における漢字文化の導入状況から判断すると無理の多い説と言わなければならぬ。

「所」説のもう一つの解釈は、この字を助字と見るもので、山田孝雄氏と山尾幸久氏が代表である。まず二人の釈読を示す。

山田説 所白上（申ス）同二百卑作此竟

山尾説 二人の尊を遣わし、白す所なり。同二百卑を上（すす）め、此の竟を作るなり。

山田説はご本人よりの私信を保坂三郎氏が公開したもので、訓読はないが、付せられた訓点から「白上（まう）すところの銅」と読むのだろう。「日本書紀」には「言上」や「奏上」で「まうす」と訓む例があり、「上」だけでも「まうす」の意がある。「白上」を同義字の二音節語と見て「まうす」と訓むことに問題は無い。しかし、「此の鏡を作らしむ」とする後統の構文からは、「銅を以て」というように「以て」を付けて読まないと落ち着かない。一方、山尾説は「白」と「上」の間を句切つて読む。しかし、これだと「二人等」を遣わして何を「白」したものか、その内容がよくわからない。また「所白」の後に「也」のような助字を付けずに、句切つてしまうのも訓読するには少し強引だ。「所」は現在でも中国語学者により重要な助字（虚詞または所字結構とも言う）として研究されている。助字で解釈するのがもつとも無理がないと思われるが、漢文に造詣の深い山田氏山尾氏がともに難渋しているように見えるのは、語法上構文上おかしな点があるからで、一筋縄ではいかない。私は、この「所白」

は朝鮮半島で生まれた特殊構文であると考え、次の項で、そう考える根拠を述べたい。

三、「所白上同」の再解釈

まず、「所白」の中国での一般的用例を見てみよう。

所_レ白_レ處_レ奏_レ皆可。(『漢書』簡望之伝)

「上申した奏言は皆主上の御意にかなった」

據_レ所_レ白_レ之_レ状(『太平廣記』出《投荒雜錄》)

「役人が報告する手紙には」

中国では「所白」は上申・報告の意味で使われることが多く、隅田神社鏡の場合もその解釈で良いのではないか。そうであれば、その報告を行う動作主体は「所白」の上にある「二人等」であろう。「所白」の下に来る「上銅」の「上」は、山尾氏の「すすめる」の意味で良く、「銅を上(たてまつ)る」と読んでよい。「藝文類聚」所引の沈約の文章に「梁沈約為柳世隆上銅表」という題の「表」がある。南北朝、特に梁の時代には銅の深刻な枯渇があり、有力者による銅の献上が行われたようである。六世紀初頭の中国でそうであれば、僻遠の地日本でも「銅を上る」ことには、量の多寡はあるものの相応の意味があったと考えるとよいのではないか。この用例を参考にして、「二人等の白す所」と「銅を上る」をつなげて読むと、その場合「二人の白す所」が指す具体的な内容はどの部分になるのか。

今、仮に二人等が報告した内容を「上銅」以下末尾「此竟」まで八字とした時、ちょうどそれは会話を引用したような形になろう。

二人等の白す所は、「銅二百旱を上り、此の鏡を作る(取る)」と。

しかし、この釈読には漢文語法上大いに問題がある。正格漢文では会話引用

に「所」字を必要としない。「二人等白」、「上銅二百旱」で十分だ。例えば、「続日本紀」では「太政官奏」「美濃国言」で会話が始まる形式が一般で、「太政官所奏」「美濃国所言」という言い方は一切ない。「所」が入るとすれば、それは中国の古典的用法ではなく、中国でも一部の特殊な書籍や簡牘などに現れる俗語の類と言ってよい。古代朝鮮や日本の金石・木簡の文章類にそれが偶然残っている場合もある。そのように視野を広げた時、「所白」「所言」型の会話引用型の表現は希有ではない。その例をいくつか示そう。

まず近年いわゆる推古朝遺文かどうかでその製作時代が疑問視されている「天寿国繡帳」銘の中にこの用法があらわれる。

我大王所_レ告、世間虚_レ假_レ唯_レ仏_レ是真。

この部分は「告りたまへらく」「世間は虚仮にして、唯仏のみ是れ真なり」とのりたまへり。」と訓読されたり、「我が大王告る所、世間は虚仮、唯仏のみ是れ真なりと。」のように読まれている。

この銘文は、製作時代の問題はともかく、固有名詞の字音仮名表記の特徴から、朝鮮半島渡来系の人によって書かれたものであるという指摘がなされている。繡帳銘の中に出てくる「等已弥居加斯支移比弥乃弥己等」の「弥」が、上代特殊仮名遣いにおけるミ甲類音とメ甲類音の二つの音を表しているのは、この二音を弁別できない渡来人によって書かれたからだと言う。実際銘文中、「東漢末賢」「高麗加西溢」「漢奴加己利」等渡来人の名が多数記されている。そして、この「所白(告)」のような用法は正格漢文で書かれているとされる「日本書紀」にもわずかが見ることが出来る。いわゆる「日本書紀」a群中の欽明紀の百濟聖明王の会話中に現れる。

百濟聖明王謂_レ任那早岐等_レ言、「日本天皇所_レ詔者、全以_レ復_レ建任那_レ。」

「日本の天皇の詔へるは、全ら、任那を復し建てよといふことを以ちてせり。」

別汝所_レ嚮、恐_レ致_レ卓淳等禍、非_レ新羅自強故所_レ能爲_レ也。

「別に汝の善ふ所の、卓淳等が禍を致さむことを恐るといふは」

欽明紀二年条

「所詔」「所善」の後に話文の引用が来ること、「といふ」や「と」の読み添えて終了する点が共通している。欽明紀の朝鮮半島記事は、「百濟記」など百濟からの亡命者によって書かれたものが元になっていると言われる。正格漢文に直される過程で、なお朝鮮半島出自のこの特殊語法が残ったのではないか。特に「所善」の「善」は朝鮮半島出土の「迎日冷水里碑」に二度も使われており、半島出自の異体字で、「百濟記」の用字をそのまま使ったものと思われる。隅田神社鏡の「所白」に、「天寿国繡帳」の「所告」を加えて、以上の語法を「所言」型引用語法と呼ぶことにする。この語法については、他に朝鮮半島の用法をあげて詳細に述べたいが、次項ではその考証の前に「二百早」の検討を行う。

四、助数詞としての「早」を疑う

先学の「早」の解釈はおおむね「二百」の後の「早」を助数詞（量詞）とする。福山敏男氏以来鉄挺（インゴット）のような棒状の形をしたものを数える単位が「早」であるというのが定説となっている。しかし、二百早と明記する以上、一枚の銅鏡製作に一個一個が10gもしない銅挺二百個が用意されたと言ふのだろうか。そのような微妙な重さを持った銅挺が、五世紀の日本にあったとは到底思えない。「早」字をもう一度、この時代の東アジアの漢字文化にもとして再考してみたい。本稿末の参考資料②の「早」字をもう一度確認してほしい。

『吐魯番出土文書』に「同早」という語が記されている。「同」は「銅」の省筆である。

飲水馬錦鎮二 碎錦五 小斤二 同早三 露囊二

〔高昌留子中布帛雜物名条疏〕2-105

錦や斧や古袋などと一緒に請求物品の一つとして「銅早」が三個請求されている。この語の解釈を王啓濤氏が『吐魯番出土文書詞語考釈』の中で、「早」は「鐔」の省筆であり、「鈎」のことだと言う。「銅鈎」は銅製の樽か銅製の肘当てのことである。中国本土では「早」は助数詞ではなく、品名として使われている。

また、日本に直接影響を与えた朝鮮半島の例では、上院寺鐘銘（七二五年）に「都合鎗三千三百挺」という表現がある。禅林院鐘銘（八〇四年）にも「古鍾金二百八十廷」とあり、八世紀まで鉄挺と同じく銅を「挺」やその省筆の「廷」で表していた。『令集解』卷二十三祿令には「鐵以十斤為一廷」の記事があり、一廷は約2キロという点は、上院寺と一致する。新羅では銅の助数詞として「挺」が使われおり、中国同様「早」で表記されたものは見つからない。度量衡の古典的な名著である劉世儒氏の『魏晉南北朝量詞研究』には「挺」「挺」の用例は指摘されているものの、「桿」「杆」の用例はない。「桿」や「杆」が助数詞として使われたのは唐宋以後の後代と見るべきだろう。以上、些末な考証をしてきたが、「早」を助数詞と見ることに疑義がある以上、この字について、助数詞以外の意味の可能性を見てみたい。

まず、中国出土の銅鏡の銘文に「早」と釈読する字がある。（参考資料④）
内而光明而清瀆石華以之為鏡以之知人請□ □□早辰生

（梁上椿『嚴窟藏鏡』）

しかし、この「早」字については釈読に誤りありとして、笠野毅氏が好論をものしている。この形式の鏡銘の類句には「必長生」という表現があり、「早辰生」の「辰生」は「長生」の読み違い、「早」の方も「必」の仮借「畢」を読み違ったものとする。「早」は「畢」の省筆異体字で「必（畢）ず長生せん」

と読むべきだと言うのだ。

また、日本の金石文中にも、同様の省筆がある。『正倉院宝物銘文集成』の「勅書銅板」中に「莊嚴已早」という語句が見つかる。(参考資料⑤) これは、中国で言うところの完成貌句式で、「已」との組み合わせから「莊嚴すること已に畢りぬ」と読む。『日本上代金石文字典』でも「畢」の異体字として採られている。また中国の簡牘史料に「畢」が「早」と見える字が若干見つかる。

要至八月内償貸布參正使畢(吐魯番出土文書「壹」) p.三〇四、参考資料⑥

吾往年遇早(畢)了(長沙東牌樓東漢簡牘)、参考資料⑦

確かに、これらの資料は「早」が「畢」である可能性を示すが、改めて隅田神社鏡の資料②の「早」の字を見てほしい。「干」の字「二」の左端が上下つながつて、「二」のような字になっている。この部分だけを見ると、「早」より「卑」に近い。しかし、「卑」でもない。そこで次の参考資料⑧を見ていただきたい。これは「長沙走馬樓三国呉簡」に現れる「畢」字である。

四年十一月三日付庫吏潘有畢。

この「畢」字の下半分は「正」の字に近く、「正」の四画目が上にのびて「二」のように見える。そのように見ると隅田八幡鏡の「二」もそれほど丸みをおびているわけではなく、一番下の横棒も一直線ではなく、「二」と「二」の間のような筆勢になっている。

つまり、「早」字とするのに問題とする箇所さえ、かえって「畢」の異体字と見ることに有利に働いている。以上の考察より、今まで「早」とされていた字を「畢」字と判断し、あらためて隅田神社鏡の銘文にもどして、整合性のある解釈が可能か検討して行きたい。

二人等所_レ白、上_二同二百_一畢、取_レ此鏡_二。

今新しい書き下しを示すと「二人等の白す所は、『銅二百を上ること畢(お

は)りて、此の鏡を取る。』と。」となる。

「畢」を「終わる」の意味で釈読すれば、「二百」の後に助数詞がないことになる。確かに助数詞が付かない点是不審であるが、筆者は必ず付かなければならないものとは思わない。李鎔賢氏の「韓国木簡基礎研究」では城山山城木簡の釈文を次のように訂正している。

「殂鑄十之」↓「殂鐵十六」

「殂鐵」がどういう種類の鉄か不明だが、その後に「十六」とあれば、重量を示す数字とするのが妥当で、助数詞が付かない例となる。木簡などで返信に当たる報告文の場合、相手が承知していれば、助数詞の省略はよく起こる現象であったのだろう。

また武寧王陵から出土した「二百冊」銘の銀花形裝飾にも助数詞がついていないが、9・572gという重さから、漢代より権衡に使われていた助数詞「案」(鉄の十分の一の単位で0・067g)が省略されていることがわかっている。(金鐘萬他「百済の度量衡」)

それでは、「銅二百」の後にどのような助数詞が省略されていたかと言えば、まず第一に「分」字が省略された可能性を指摘したい。中国南朝では金銀糸綿の計量に「分」の字が使われ、朝鮮半島にも伝わったとされる。この「斤両分銖制」の「分」は、一分が3・5gであるから、二百分であれば700gになる。隅田神社鏡は1434gだから、この数字だと約半分の重さの銅を献上したことになる。『本草経集註』によれば四分が一両というように繰り上がっていくが、『三国史記』には「鍍金重一萬一百九十八分」「銀五千七百分」「銅三萬三千分」という六・七世紀代の記事があり、新羅では「分」は繰り上がらずに使う金属の重さを表示する助数詞として一般的であったようだ。

また、権衡制度そのものが日本に入ってきたことを疑問視する向きもあろう。楊伯峻・何楽士著「古漢語語法及其發展(修訂本)」の量詞の項には、「年齢や

貨幣には量詞を用いないことが多い」という指摘があるが、この貨幣には助数詞を用いないという点と、「二百」という数字に注意すれば、百枚単位の錢差（ぜにさし）二束で「錢二百」を表現した可能性も考えられる。大陸で流通していた五銖錢は、時代によって重さが一定していない。南朝の梁では百枚ごとの重量を一斤二兩と定めたことがあったと言²²う。錢差が一種の法錢になっていて、重さの基準になっていたと言える。百錢一束で取引されていたものが、日本では銅インゴットとしてあつかわれたものではないか。

また漢代銅鏡の銘文であるが、以下の表現がある。

永平七年正月作 公孫家作竟 竟直三百 (「古鏡銘文集」後漢・内行花文鏡)

鏡の大きさもあろうが、三百錢あれば鏡一枚の原材料としての銅と工賃がまかなえたことがわかる。三百と二百の数字の近さは偶然ではないと思う。

以上、朝鮮半島より出土した考古遺物の実例を参考にして、「分」か「錢」かは断定できないが、助数詞の省略はあったと見てよいと思う。もう「早」は助数詞であるという呪縛からは解放されるべきだろう。

五、迎日冷水里新羅碑銘と隅田神社鏡銘

「早」は「畢」である。それではなぜ、「畢」という字がここで必要だったのか。「所白」とともに朝鮮半島の文字文化の影響を考えてみたい。今まで隅田神社鏡の「癸未年」を四四三年とするか五〇三年とするかで説が分かれ、一定しなかった。しかし、最近²³は車崎正彦氏や川西宏幸氏の一連の論考により、考古学の分野では五〇三年説が多くなっている。私見も「歸中費直」の「中」字が、「南齊書」百濟伝の上表文に出てくる「八中王」(四九〇年)「辟中王」(弗中侯)「面中侯」(四九五年)という百濟の王侯名と共通の用字法であると考え、

五〇三年説を支持する一人である。その五〇三年と同年に新羅で作られたとされる石碑に「迎日冷水里新羅碑」がある。一九八九年に発見され、今まで、隅田神社鏡の銘文と比較されたことはなかった。ここで、冷水里碑との比較を試みるのは、いくつかの箇所に同じような字のつながりに気づいたからである。まずその全文を紹介する。釈説は南豊鉉氏の「吏読研究」である。

前面 (1) 斯羅 喙 斯夫智王乃智王此二王教。

(2) 用_レ珍而麻村節居利_レ 爲_レ證_レ爾。

(3) 令_レ其得_レ財教耳。

(4) 癸未年九月廿五日沙喙至都盧葛文王斯德智阿干支子宿智居伐干

支喙 爾夫智壹干支只心智居伐干支本波頭腹智干支斯波暮斯

智干支

此七王等共論教。

(5) 用_レ前世二王教_レ 爲_レ證_レ爾。

(6) 取_レ財物_レ盡令_レ節居利得_レ之_レ 教耳。

(7) 別教 節居利 若先死後 令_レ其弟兒斯奴 得_レ此財_レ 教耳。

(8) 別教 末鄒 斯申支 此二人 後莫_レ更_レ善_レ此財_レ。

後面 (9) 若更_レ善_レ者 教_レ其重罪_レ耳。

(10) 典事人 沙喙壹夫智 奈麻 到盧弗須仇休喙 耽須 道使 心皆公

喙 沙夫

那斯利沙喙 蘇那支

此七人 張跪 所_レ白_レ了_レ事

(11) 煞_レ牛祓語 故記。

上面 (12) 村主 臬支 干支須支 壹今智

此二人世中了_レ事 故記。

(1) (12) の数字は南氏註

内容は「珎而麻村」の「節居利」の「財」取得の紛争に対し、癸未年（五〇三）九月に「斯羅（新羅）」の「七王」が「共論」して「前世」に示された「二王」の「教」を典拠として、新たに「別教」により裁定したことを記す。次に再び争うことを強く禁止して、七人の「典事人」によって牛を犠牲とし儀式を行って天に告げたこと、当該地の「村主」が調停に立ち会ったことを記して終わる。

隅田神社鏡と関係するのは（10）の部分である。典事人（命令を執行する人）の名が七人表記されるが、隅田神社鏡の「歸中費直」「穢人今州利」の二人もまた斯羅の使者として、その命を帯びた執行者と言うことができる。「此七人」と「二人等」は対応する。この後の「張跪 所白了事」は隅田神社鏡の「所白 上同二百畢」に当たる。「張跪」は「ひざまずいて」の意。韓国の南豊鉉氏の訳で示すと「この七人がひざまずいて報告を終え、牛を殺して、神前でこれらの言葉を記録した。」となる。冷水里碑の「所白」は、銘文中の新羅王権の中樞「至都葛文王」達七人への報告と見る。「了」と「畢」は共に中国文法でいう完成貌句式であり、二つの文の構文や表現は大変似ている。

二人等 所白 上同二百畢 取此鏡 （隅田神社鏡銘）

此七人 張跪所白 了事 煞牛祓語 故記 （冷水里碑銘）

これは単なる偶然ではなく、隅田神社鏡が明らかに朝鮮半島における書記様式の影響を受けていた結果ではないか。「白」は新羅の初期吏読文から発展的に使われていた漢字であり、古くは小倉進平氏、最近では南豊鉉氏・小林芳規氏の指摘するところで、吏読とは日本で言う変体漢文であるが、独特の行政文書用語を持っていた。「所白」は「了」はそのような吏読と呼ばれるものの一つであったのではないか。以下の朝鮮半島出土の木簡例も参考になる。

重予等處言 （新羅雁鳴池六角木簡の一面）

「重予ら言ふ處、」

「處言」の「處」は「所」と同義だから「所言」型引用形式である。六角柱の木簡の一面に報告文の表題として、「重予たちが言（まう）す所は」と書き、以下内容の詳細については他の五面に書くような使い方をしていたのではなからうか。残念ながら他の面の字がはつきりと見えないが、隣の面に「事」らしい字画が確認されている。

また、奈良県高市郡明日香村、石神遺跡から七世紀後半の木簡が数百点出土しているが、その中に、次のように書かれたものがあつた。

長浴ア直事以白了下

（奈良文化財研究所紀要2004 石神木簡）

「長浴部の直（あた）い」が事、白すを以て、下し了（おはん）ぬ」

試みに訓読したが、「長谷部直にかかわる事は、報告を受けて、下しおえた」という意味ではないか。日本の七世紀後半の木簡に、「事（下命内容）」「白（報告）」「了（命令の完了）」の行政文書用語の三点セットに当たる用字が使われている。「冷水里碑」の「所白了事」との相似、「事」はないが隅田八幡鏡の「所白」畢」との類似が指摘できる。

これらの文書木簡は役人によって、書かれたものだろうが、朝鮮半島や日本で書かれたこのような報告書の形式は、本来中国で行われていたものであり、次の項ではその源流を考えてみたい。

六、中国六朝文書形式の影響

慶州月城出土の三国時代の新羅木簡の中には「牒」で始まる文書木簡がある。牒。垂賜教在之。後事者命盡。

經中人用思買。白不雖紙一二斤。

大鳥知郎足下、万引白了。

使内

四画柱の四面に書かれた一面に記された「白了」は「大鳥知郎様へ、万引より申しあげます」の意で、違う面には「後事」の語句も見られる。²⁸⁾三上喜孝氏は、この木簡が「牒」で始まることより、東アジア世界における広範な「牒」という文書様式の受容があったのではないかと考えているが、「事」(下命内容)「白」(上申)「了」(報告完了)と三点がそろって出ている点、冷水里碑と共通し行政用語と言ってよいだろう。それでは冷水里碑は「牒」の様式で書かれたのかと言え、事はそう簡単ではない。

中村圭爾氏は「魏晋南北朝における公文書と文書行政の研究」などの研究において、沈約の伯父・祖父・父の三人の著作目録に注目し、この中に六朝時代の公文書の書式が入っていることを指摘している。

所著詩、賦、頌、讚、三言、誄、哀辭、祭告請雨文、樂府、挽歌、連珠、教、記、白事、牒、表、籤、議一百八十九首。(『宋書』第六十自序)

この中の「教」「記」は下達文書、「牒」は上申文書であるが、その間に「白事」という名の文書様式がある。「白」を謙讓の意味で使った用例は、『史記』から若干見られ、後漢で一般的になったようだ。富谷至氏は手紙が当時「白書」と呼ばれていたと言う。この「白」という用字から「白事」が上申文書であることは明らかであり、またそういう書式が三国時代に確かに存在したことが次の例でも確認できる。

世語曰、會善效人書、於劍閣要文章表白事、皆易其言、

(『三国志』魏書・列伝卷二十八鍾會)

『世語』にいう、「鍾會は人の書体をまねるのがうまかった。劍閣において鄧艾の上奏文・報告文を求め、その言葉をすべて書き改めた。」

中国出土の簡牘類で「白事」が使われた公文書の実例をいくつかあげよう。

據白事詣府。今、□重及謹、以厲聞。死罪死罪。

(『流沙出土の文字資料』よりD文書)

六月十二日告。可歸(下残)不得。汝白事用為一□(下残)

(『斯坦因第三次中亞考古所獲漢文獻(非仏經部分)』595. No 2

61)

「白事」が報告型の上申文書ならば、その報告を命じた下達文書も存在するはずである。

『漢代石刻集成』所収の後漢一五九年建碑の「張景碑」には「記」と呼ばれる下達文書が引用され刻まれている。本論と関係する一部のみを示す。

審如景言、施行復除、傳後子孫、明檢匠所作務、令嚴、事畢成言、會廿口府君教。

ここに「事畢成言」という文言が見られるが、「事(こと)畢(をは)り成らば言え」と訓読する。職務を畢えたら、報告せよという意である。他に居延漢簡に「作治已成言」という表現もある。「白」と「言」が違うが、「畢(已)」の完成貌句式が共通し、復命を要求する下達文書の特徴が現れている。「記」や「教」のような下達文書と「白事」型上申文書はセットになっていたと見てよい。その例として『世説新語』捷悟第十一劉孝標注に、参考になるエピソードがある。楊修という主簿が、丞相からの下問に周到な準備をしていたことを述べるくだり。

修常白事。知必有反覆教。豫為答對數紙。

「楊修はどんな時でも返答(白事)ができた。それは御下問(教)の順番がよく変更されることを知っていたからで、そのためあらかじめ答えの紙を数枚作っておいた。」

宰相の「教」に対し、主簿の「白事」という復命の形式があった。漢代には秦の文字統一の後を受けて、全国津津浦々まで文書行政が行われたが、下命を受けた後の、職務完了の報告は速やかに行われなければならなかった。紀元前

一〇八年の楽浪郡設置によりその波は朝鮮半島にも伝えられたはずであり、朝鮮半島では長期間にわたって、中国文化が極度に浸透していたという李成市氏の報告がある。そうであれば、迎日冷水里新羅碑銘にも中国六朝の行政文書の影響は濃厚に出ていると考えてよい。中国の「張景碑」のように、石碑に公文書を引用し、後世に残すという習慣が朝鮮半島にも伝わったのであろう。新羅の冷水里碑は「二王の教」に対しての「所白（報告）」を含んで刻まれたものであったと思われる。(1)～(9)までが「教」「別教」で、(10)～(12)が「白事」という公文書を引き写したものではなからうか。(10)の「所白了事」には命令(「事」)の完了(「了」)を報告(「白」)するという「白事」形式が、揃っている。

隅田八幡神社鏡の銘文には下達文書の文言はないのだが、双方を簡潔に整理すると、以下のようになる。

・「記」「教」などの下達文書で復命を要求

主な文言「事畢成言」「已成言」

・「白事」型式の上申文書で復命

主な文言「所白了畢」「所白了事」「事以白了」

隅田神社鏡の場合も、すでに大王から忠誠と銅の献上を求める「記」や「教」のような下達文書があつて、その報告をより確かな誓約の形にするため、王命完遂の内容を銘文として刻んだものであろう。「上銅二百畢」は王命の求めた通りの量の銅を準備し、その奉納を終えたと報告したものであり、「二百」に助数詞がないのは、大王側はその旨は承知しており、鏡銘の四十八字という制約もあつて省略したのではないだろうか。

隅田神社鏡に名前を残す「穢人今州利」が朝鮮半島で主簿などの下吏を出した家柄の子孫であるなら、行政文書の扱いにも慣れており、銘文作成の一人に数えることも可能であると思う。そして、東アジア世界にひろがった文書主義

の影響が、漢字文化黎明期の日本にこのような形でいち早く現れる事の意味を問えば、この鏡の製作された年代も自ずと明らかになってくるだろう。雄略天皇の時に、史部の身狭村主青や椋隈民使博徳のような朝鮮系渡来人を重用したことによって、日本も本格的に文字文化の洗礼を受けたのであり、冷水里新羅碑との相似を考えれば、鏡銘の「癸未年」は五〇三年と見るべきだろう。

七、「作此鏡」を疑う

隅田神社鏡で「作」字とされる銘文中の参考資料③字はいったい誤字なのであろうか。③の左側の扁は「一」の下に「月」が付いた「耳」の異体字である。右側の旁は「斤」のようにも「ケ」のようにも見える。「耳」に「斤」であれば、その字は十卷本『伊呂波字類抄』に「イヤシ」の訓を持つ字として見えている。しかし、この字を三卷本『伊呂波字類抄』の該当する箇所を探せば、「聊」の誤写であつたことがわかる。「聊」でこそ「イヤシ」の訓が理解できる。それでは隅田神社鏡の字も誤写なのだろうか。筆者にはそう思えない。『伊呂波字類抄』のように何千字も書き写す中での誤写と、わずか四十八字の金石文では自ずと違いがあるはずだ。特に「念長奉」というような大王へ忠誠を誓うような銘文に誤写は許されない。

もう一度右の旁を細部に注意して見てみると、「ケ」と見えた部分の右側に、鏡の表面の傷のようでもあるが、「父」の最終画の払いの末尾部分がかすかに残っているような線がある。そうであれば「ケ」と思えた字は「父」と言うことになる。もともと隅田神社鏡の四十八文字には一点一画が省略されている字が多く見られる。問題のない所で言えば、「時」の「寸」の最後の点が消えている。「竟(鏡)」の「日」の部分は形をなしていないほど、略されている。「ケ」のように見えても「父」の場合も想定しなければならぬ。というのは、傍の

「又」が「父」に替わった異体字も多いからだ。中国唐の時代の『干祿字書』に「叙」と「敘」が同字として載る。「叙」は「俗」、「敘」は「正」と註が付される。このように「又」と「父」の通用の例は少なからずあり、「叔」や「叡」の「又」が「父」になった異体字も存在する。篇が「耳」であることから、この字を「取」の「又」が「父」に替わった異体字と見ることはできないだろうか。

『高麗大藏經異体字典』は近年韓国で出版されたものだが、『龍龕手鑑』と共通する字も多く、統一新羅時代の漢字文化を考察するには有用である。「耳」と「父」を合わせた字体がこの字典には載っている。

多説波羅葉 眾生往採取 (『法集要頌經』卷第三)

この字は『龍龕手鑑』にも字義未詳で載る字であるが、「採取」の熟語から判断して、「取」の異体であることはあきらかである。(参考資料⑨)

これらの検証によって、「一」「月」で「耳」を表す異体字に「父」の付いた朝鮮半島由来の「取」が隅田八幡鏡にも使われたと考えたい。字体が不完全なのは、鏡の製作者が「父」の最後の払いを省筆したものと思う。

しかし、異体字の問題が済んだとしても、「此の鏡を取る」の句意はわかりづらい。

そこで一案として、「取」字を正格漢文としてではなく、和文脈の中に置いて考えてみることにする。具体的には、『古事記』と『万葉集』において、鏡を目的語におく動詞にどのようなものがあるかを表にしてみた。以下はその結果である。数字は出現頻度である。

	見る	取る	懸く	照る	持つ	とぐ	作る	齋く	奉る	差出す
古事記	1	1	3	0	0	0	1	1	1	1
万葉集	24	8	5	3	3	2	0	0	0	0

これを見ると、和文脈において、「鏡」の「取る」という行為は「見る」の

次になじみのあるものであったことがわかる。その用例のいくつかを以下に示そう。

上枝に八尺の勾璽の五百津の御須麻流の玉を取り著け、中枝に八尺鏡を取り繫け、下枝に白丹寸手、青丹寸手を取り垂でて、此の種種の物は、布刀玉命、布刀御幣と取り持ちて、天兒屋命布刀詔戸言(ふとのりとこと) 持(ほ)き白(まう)して、

岩波日本古典文学大系旧版『古事記』(天の岩屋戸の段)

白袴の たすきを掛け まそ鏡 手に取り持ちて 天つ神 仰(あふ)き 折(こ)ひ袴(の)み 国つ神 伏して額つき (以下略)

岩波新日本古典文学大系『万葉集二』(巻5・904番)

文脈から言えば鏡を取る(手に持つ)という行為は、「ほぎまうし」たり「あふぎこひのむ」神事につながっていくのであり、同時に折袴誓約が行われたと見てよい。また、漢文脈の『日本書紀』においても、いわゆる古訓を探せば、「取る」と鏡の結びつきは決して弱いものではないことがわかる。

左の手を以て白銅鏡を持(と)りたまふときに、則ち化り出づる神
右の手に白銅鏡を持(と)りたまふときに、則ち化り出づる神

吉田家兼方本・熱田本の訓 (四神出生の段)

神鏡を齋(と)り持ちて、鏡を埋みて經き死ぬ。

前田本の訓 (雄略紀三年四月条)

「持(もつ)」や「齋(もたらす)」にまで「とる」の付訓があるのは、鏡と言え「取る」という動作が連想されたからであろう。それはどうしてなのか。

『日本書紀』垂仁紀二十七年条の「一云」に「取丁巳年冬十月」と書かれた紀年表記が出てくる。この「取」字は本来「以」と書かれなければならず、誤用とされてきた。しかし、「鏡を持つ」を「とる」と読む『日本書紀』古訓と、この「以」を「取」で表記するのは同じ根っこから出たものと思われる。とい

うのは、朝鮮版『註解千字文』の所載の「取」「持」「将」の三つのハンゲル訓を見ると、どれも「持つ」という意味の「가질」という訓を付す。十五世紀以後成立のハンゲル訓から、古代朝鮮の漢字用法を推理するのは少し乱暴ではあるが、「取」「持」「将（以）」が共通の訓で読まれたであろう証拠は、先に引用した「冷水里碑」の中にも残っている。

(6) 取「財物」盡令「節居利得」之教耳

「財物を取る」は、正格漢文であれば「財物を以て」とすべきだろう。『日本書紀』の垂仁紀一云と同じ用法が、六世紀初頭の新羅でも容認されていたのである。そう考えると、隅田神社鏡の「取」も本来は「持」「有」「収」といった字を書くべきだったが、誤用などは認識もされずにすまされたのであろう。ただ、誤用という表現は言い過ぎかもしれない。中国鏡銘には吉祥句がつきもので、鏡を所有すれば、「大吉」だ「富貴」だ「壽如金石」だといろいろな功德が得られるという宣伝文句が出てくるが、所有する意の「服者」にも類句があつて「用者」と「取者」というのが見られる。「取」は「服」の誤字であるという説もあるが、漢鏡の字体を実見する限り、明らかに「取」である。つまり「取」には「手に持つ」だけでなく、「所有する」の意味も含まれており、類句「用者」の「用」が「以」と通じることからも、鏡銘の「取者」を「持者」「持てば」と読むことが可能なのである。

以上の考察から、「鏡を取る」には、その鏡を手取るだけでなく、神に折り、誓約し、所有するということが含意されていたと思われる。「鏡を作る」のような安易な誤字説は排除されなければならない。また、この隅田神社鏡の銘文は、東アジアの文字文化を体現した半島系渡来人によって作成されたと思われる、字義・用法・字体ともに古代朝鮮の影響を色濃く受けていることが確認できた。

八、さいごに

川口勝康氏や森下章司氏の論によれば、銘文の文字と支配関係の確認作業は徐々に明らかになってきたと言う。川口氏は「治天下」「奉事」という語から判断して、稲荷山や江田船山の刀剣がワカタケル大王により製作下賜されたものとしている。また森下氏は、隅田神社鏡は王と服属者の共同行為として、製作は王権下の工房、銘文上は臣下が作ったように記したものと述べた。両氏とも当時の刀剣や鏡の製作が王権によって行われたものと考えている。本稿の隅田神社鏡銘文再解釈の結論も、鏡は「斯麻」によって作られたものではなく、王権によって製作されたものと判断する。

旧稿の内容も含めるので、わかりづらい所も若干生まれるが、この鏡の製作状況をまとめてみたい。鏡の下賜者ヲケ大王（顕宗天皇）の指示で、斯麻（後の仁賢天皇）は側近の二人をその忠誠を誓うために派遣し、この二人は大王に以下のような報告（誓約）をなした。銅材として二百分の銅（もしくは百差しの銅錢二束）を献上し終え、代わりに鏡を受け取って、その鏡を持って神前に誓ったというものである。「所白」は大王への誓約で、斯麻への報告（返り言）ではない。そして、「畢」字を考慮すれば、銅材献上後に、斯麻の側近歸中費直と穢人今州利によってこの銘が作成され、大王側の工房で鏡に鑄込まれたものであろう。

最後に鏡銘全体四十八字の読みを示すが、もとより六世紀初頭の訓読を復元、意図したものではない。

癸未の年八月、日十（ヲケ）大王の年、予（わ）が弟王の意柴沙加の宮に在（い）ます時、斯麻長く奉（つか）へんことを念（ねが）ひ、歸中（キ）の費直と穢人今州利を遣はす。二人等の白（まう）す所は、銅二百を上（たて

まつ)ること畢(をは)り、此の鏡を取(とりも)てりとまうす。

隅田神社鏡に影響を与えた文字文化の実体は、歴史学(中国六朝の文書様式や権衡制度)や考古学(鏡の銅材の分析)、文学(鏡銘に使われた語句の典故と訓詁)・語学(朝鮮漢文語法や異体字)などを総合した視点によつてはじめて得られるのではなからうか。学際的多角的な共同研究がいつそう必要になるであろう。しかし、隅田神社鏡においては、単独の研究者の散発的発表が続いているというのが現状である。中国から朝鮮へ伝えられてゆく中で、独特の変容を見せていった文字文化にはまだまだ謎が多い。日本や朝鮮半島で碑文や木簡の発見が続いているものの、そのひとつひとつの点を線に変えていく試みが行われなければ、いつまでも真実の相貌を見せてくれはしない。拙論が幾ばくか、その試みになっていればと思う。

註

- (1) 高橋健自「在銘最古日本鏡」(考古学雑誌)五一二、一九二四年)
- (2) 拙稿「隅田八幡神社鏡銘文「開中」字の再検討―「耳中部」木簡出土の意義」(千葉史学)三六、二〇〇〇年)
拙稿「上代表記史より見た隅田八幡神社人物画像鏡銘」(同志社国文学)五四、二〇〇一年)
- (3) 東野治之「木簡に現われた「某の前に申す」という形式の文書について」(日本古代の木簡の研究)塙書房、一九八三年)
東野治之「大宝令成立前後の公文書制度―口頭伝達との関係から―」(長屋王家木簡の研究)塙書房、一九九六年)
- (4) 木簡学会編「日本古代木簡選」岩波書店、一九九〇年
昨年〇八年にかつて百済の都だった扶余で、戊寅年(六一八年)の干支を持つ出萃木簡が見つかったが、その中に返納の意味の「上」字が使われていた。
個目之 二石 上二石 未一石

「たてまつる」「おさめる」の意味で使われた百済の「上」字の用例は、隅田神社鏡の「上銅」を「銅をたてまつる」と読む積極的傍証とならう。

- (5) 坂元義種「ゼミナル日本古代史下」光文社、一九八〇年
坂元義種「隅田八幡神社人物画像鏡の銘字について」(東アジアの古代文化)八七、一九九六年)
- (6) 保坂三郎「古鏡」東京創元社、一九五七年
p102に山田孝雄説引用
- (7) 山尾幸久「古代の日朝関係」塙書房、一九八九年
- (8) 白藤禮幸「上代漢字文研究」(日本語史研究の課題)武蔵野書院、二〇〇一年)
- (9) 沖森卓也他「上宮聖徳法王帝説注釈と研究」吉川弘文館、二〇〇五年
東野治之「天寿国繡帳の図様と銘文」(日本古代金石文の研究)岩波書店、二〇〇四年) 訓読は前者が沖森氏、後者が東野氏のもの。また「日本書紀」には「所」の付く引用語法がもう一カ所雄略紀二年条に見える。
鄙人所云、「貴、相知心」、此之謂也。
- (10) 松尾良樹氏が「古代日本語を読む―東アジアの文字環境―」(奈良女子大学人間文化研究科COEプログラム報告集二〇〇五年)の中で、「舊」は、日本では非常に多いのに、中国ではなかなか簡単に見つけ出すことは難しいと指摘している。
- (11) 中国文物研究所編「吐魯番出土文書(卷)」文物出版社、一九八一年
- (12) 王啓濤「吐魯番出土文書詞語考釈」巴蜀書社、二〇〇五年
- (13) 劉世儒「魏晉南北朝量詞研究」中華書局、一九六五年
- (14) 梁上椿(田中琢他訳)「嚴窟藏鏡」同朋社出版、一九八九年
- (15) 笠野毅「凍石華」鏡銘の釈読と解釈」(王朝の考古学)雄山閣出版、一九九五年)
- (16) 松嶋順正「正倉院宝物銘文集」吉川弘文館、一九七八年
- (17) 長沙市文物考古研究所他編「長沙東牌樓東漢簡牘」文物出版社、二〇〇六年
- (18) 長沙簡牘博物館他編「長沙走馬樓三國吳簡(卷)」文物出版社、二〇〇三年
- (19) 李鎔賢「韓國木簡基礎研究」図書出版新書院、二〇〇六年
- (20) 金鐘萬「百済の度量衡」国立扶餘博物館、二〇〇三年
- (21) 大隅亜希子「日本古代の権衡制度」(ヒストリア)一七四、二〇〇一年)

東潮氏は「倭と加耶の国際環境」（吉川弘文館、二〇〇六年）の中で、大和六号墳（五世紀前半から中葉）出土の多量の鉄錠をすべて計測し、小鉄錠と大鉄錠に分類し、小鉄錠の平均重量を $22 \cdot 2$ gとした。この小鉄錠一枚の重さで銅錠二百枚をそろえたとすれば、 4440 gになり、 1434 gの隅田神社鏡が3枚ほど作れる計算になる。私案は隅田神社鏡の「銅二百」という数字をこの小鉄錠の枚数の重さとすることに反対するものではない。しかし、「早」を助数詞とする確かな史料が出てこない以上、「早」を助数詞と見るべきではなく、「早」は「畢」の異体字と見ることを決して妨げないものと考ええる。

- (21) 楊伯峻・何案士「古漢語語法及其發展（修訂本）」語文、二〇〇二年
- (22) 宮澤知之「魏晉南北朝時代の貨幣經濟」〔鷹陵史学〕二六、二〇〇〇年
- (23) 三木太郎「古鏡銘文集成」新人物往來社、一九九八年
- (24) 車崎正彦「隅田八幡人物画像鏡の年代」〔継体王朝の謎〕河出書房新社、一九九五年
- 川西宏幸「同型鏡とワカタケル」同成社、二〇〇四年
- (25) 南豊鉉「吏讀研究」대하사（太學社）、二〇〇〇年
- (26) 小倉進平「小倉進平博士著作集1郷歌及び吏読の研究」京都大学国文学会、一九七四年
- 小林芳規「角筆文献研究導論上巻東アジア篇」汲古書院、二〇〇四年
- (27) 橋本繁「慶州雁鴨池木簡と新羅内廷」〔韓国出土木簡の世界〕雄山閣、二〇〇七年
- (28) 奈良文化財研究所編「奈良文化財研究所紀要2004」二〇〇四年
- (29) 三上喜孝「文書様式「牒」の受容をめぐる一考察」〔山形大学歴史・地理・人類学論集〕七、二〇〇六年
- (30) 中村圭爾「魏晉南北朝の公文書の種類と体系」〔人文研究〕五二、二〇〇〇年
- (31) 富谷至編著「流沙出土の文字資料」京都大学学術出版社、二〇〇一年
- (32) 「斯坦因第三次中亞考古所獲漢文文献（非仏経部分）」上海辭書出版社、二〇〇五年
- (33) 永田英正編「漢代石刻集成」同朋社出版、一九九四年
- (34) 李成市「古代アジアの民族と国家」岩波書店、一九九八年
- (35) 大熊久子「十卷本伊呂波字類抄の研究」東京学芸大学国語学第三研究室、一九八八年
- (36) 李圭甲編「高麗大藏經異体字典」高麗大藏經研究所、二〇〇〇年

(37) 東洋学研究所編「千字文」檀国大学校出版部、一九七三年
また、平安初期の訓点を持つ西大寺本「金光明最勝王經」には「以」を「ト（リ）て」と読む例がある。これも「以」と「取」の混用例となろう。

(38) 川口勝康「日本通史第2巻」岩波書店、一九九三年
森下章司「文字と古代日本1」吉川弘文館、二〇〇四年

隅田八幡神社人物画像鏡（東博写真）

①「所白上」



②「百畢取」



⑥『吐魯番出土文書』P.三〇四 ⑦『長沙東牌樓東漢簡牘』四七背

「参正使畢」

「往年遇早了」



④『巖窟藏鏡』三四二「□旱辰」



⑤『勅書銅板』

（『正倉院宝物銘文集成』）

「莊嚴已畢」



③取のトレース



⑧『長沙走馬樓三国呉簡』(三) P.三二

「潘有畢」



⑨『高麗大藏經異体字典』

「取」

②畢のトレース



⑧畢のトレース



取 為是隨所聞法不○

《K-1502, 3.40.9 (45.206.1.9)》 07/25

取 多識波羅葉 衆生往採○

《K-1119, 3.3.16 (33.985.1.16)》 10/12